

資料1 都市農業に関する資料

(1) 都市農業の課題

2005年6月農林金融：蔦谷栄一「日本農業における都市農業—都市農業を考える—」により。

「都市農業が抱える課題として、高度技術型農業を維持・発展させていくに相応しい能力の高い人材と経営継続の安定的確保 市民参加型農業の持続・拡大が可能なシステム 地産地消の推進・都市住民と生産者との交流の場確保であるとし、-----さらに、都市農業は消費者との距離がきわめて近く地産地消を行っていく条件に恵まれており、この交流をつうじて、さらには市民参加型農業によって生産者と消費者とのコミュニケーションが形成され、食文化を含めた地域文化の発掘・共有、食農教育・環境教育の場確保、さらには家庭から排出される生ごみ等の堆肥や飼料による利用等を通じての循環型社会の形成等にもつながり、地域活性化の原動力になることが期待されるのである。」

(2) 市川市の市民参加型農業の現状

市川市の市民参加取り組みとして、すでにいろいろな取り組みが行われています。2009年2月の大谷市民経済部長の議会答弁によると、市民参加の取り組みとして以下の取り組みが行われています。

- ・市民農園-----9カ所、951画地、35,523 m²
- ・ふれあい農園-----2カ所、450画地、15,373 m²
- ・体験農業-----1カ所、100画地、6,112 m²
- ・小川再生ふれあい農園-----田んぼ5枚、レンゲ畑13,168 m²
- ・花畑-----2カ所2,067 m²

この取り組みの農地合計約6.7haあり、市川市の遊休農地39.4haの約17%です。

この取り組みは遊休農地全体の17%ですが、市広報を見ると市民農園の募集は応募者が多く常に抽選になっており、まだまだ取り組み方によっては市民ニーズがあると思われます。しかし、課題は遊休農地39.4haの内33.6ha(85.3%)が水田であることです。

(3) 保全管理運営の体制と運営手法

市川市における市民参加型農業の取り組みは先に述べた通りですが、市民農園の応募にも見られるように市民ニーズは高く、今後は運営手法や運営管理体制を検討し、行政、農協、農業委員会、生産者(地権者)、市民との協働事業に発展させていくことが重要です。

実際に実施している事例等を参考に、管理運営体制および運営手法を整理すると次のようになります。

管理運営体制

・行政・農協・農業委員会

市民参加の取り組みでは、先ず行政が農業委員会や農協と協議調整し施策として採択することが必要です。従って、行政の指導性とコーディネート力が一番必要です。これは農業法人組織やNPOの立ち上げの場合も同様です。例えば、千葉県鴨川市の棚田大山千枚田の取り組みでも、初期は行政の指導が重要でした。

・農業法人

農業法人にはいろいろな組織形態があるので、市民参加型を運営するのに相応しい組織形態を選択します。農業生産法人の構成員としては、農協、地方自治体もなれることになっています。

・NPO

特定非営利活動法人でボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的にしない団体です。上記、棚田大山千枚田はNPOが運営主体です。

運営手法

・市民農園

小規模の農地を契約して、野菜や花を育てるための農園で、市民農園の他、レジャー農園、ふれあい農園等の愛称で呼ばれています。原則的には契約者が独自に作業計画を立てて耕作をします。また、法制度に定められた手続きを取ることによって、市町村、農協、個人、会社法人が開設できます。

・オーナー制度

一定規模の農地を契約し、農家の指導を受けながら、原則手作業で耕作をします。作業参加・交流型の制度で、原則として年間作業日程に沿って参加する義務が生じます。従って、収穫物は全て持ち帰りができます。開設主体は行政、農協、農業法人、NPOです。

・トラスト制度

農地を個人に貸し出すのではなく、一定規模の農地を募集した複数人で作業を行います。作業はイベント的に行い、収穫物は申込者に均等に配分されます。

作業に参加することは権利ですが、参加できなくても作業はどんどん進みます。共同作業ですのでオーナー制度よりはみんなと交流ができます。従って、交流の場としているような取り組みが可能です。開設主体は行政、農協、農業法人、農家、NPOです。

・農業体験制度

体験農場があって、農業指導者（行政農制担当者、農家、農協関係者、農業教育者等）が耕作指導を行う。この場合、作付け農作物によって指導内容も変わり、また市民農園、オーナー制度、トラスト制度でも指導者がいれば体験農業といえましょう。